

**B型・C型肝炎ウイルスが原因の
「肝がん」や「重度肝硬変」の医療費は、
治療3月目から助成が受けられます。**

(主な要件は以下のとおりです。詳細は都道府県に御確認ください。)

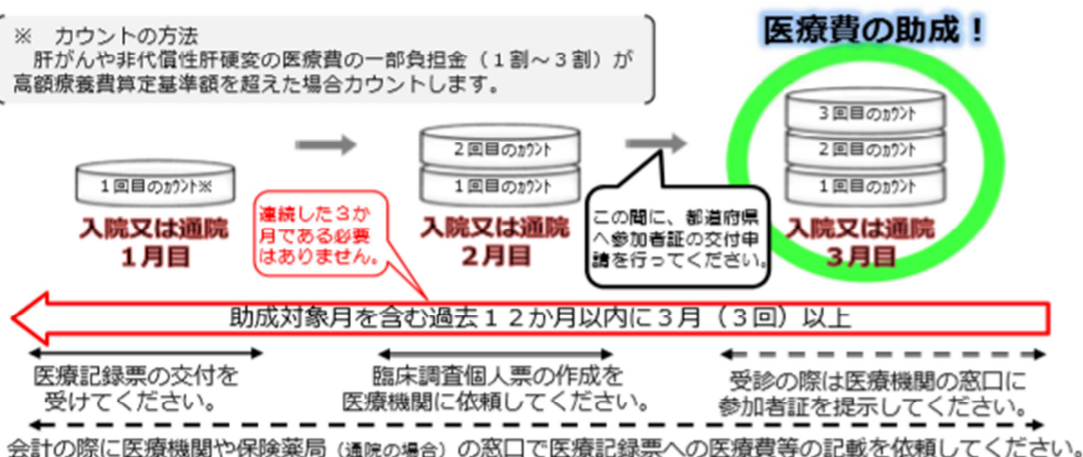
○助成対象となる主な要件

- ・ B型・C型肝炎ウイルスが原因の肝がん・重度肝硬変と診断されている。
- ・ 年収約370万円以下である。
- ・ 肝がん・重度肝硬変の入院治療又は肝がんの通院治療（分子標的薬を用いた化学療法※に限る）を受けている。※「肝動注化学療法」を含む。
- ・ 上記の治療に係る医療費について、高額療養費算定基準額（高療）を超えた月が助成月を含め過去1年間で3月以上ある。

○高療を超える3月目以降の医療費について、患者さんの自己負担額が1万円となるよう助成します。

※ カウントの方法

肝がんや非代償性肝硬変の医療費の一部負担金（1割～3割）が高額療養費算定基準額を超えた場合カウントします。

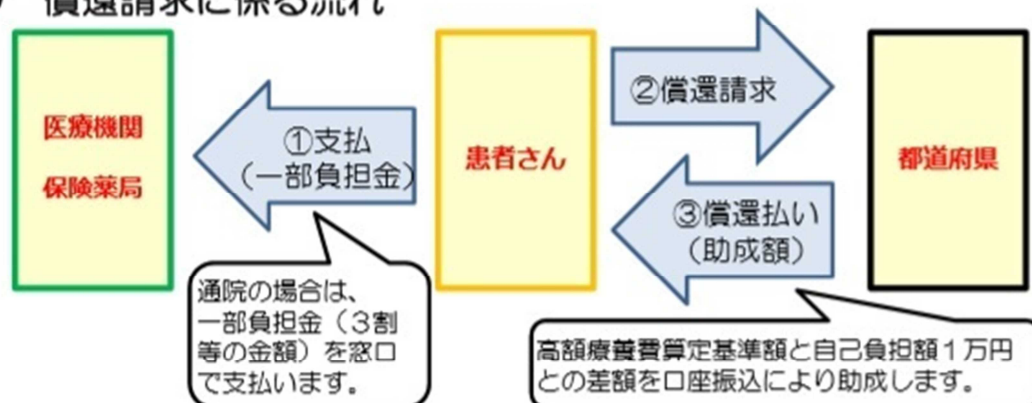


通院に係る医療費の助成を受けるには都道府県への償還請求が必要です。

医療費の助成方法	入院の場合	窓口の自己負担額が1万円となります。 ※参加者証を窓口提示できない場合は、一部負担金（3割等の金額）を支払い、後日、助成額の償還請求を参加者証の交付を受けた都道府県に対して行ってください。
	通院の場合	償還払いで自己負担額が1万円となります。 窓口では一部負担金（3割等の金額）を支払い、後日、助成額の償還請求を参加者証の交付を受けた都道府県に対して行うことで、医療費償還払い請求書に記載した患者さんの口座に振り込まれます。 償還請求の方法は裏面を御確認ください。

「償還請求」の手続き

● 償還請求に係る流れ



※高額療養費は、医療保険者から給付されます。医療保険者によっては請求手続きが必要な場合がありますので、医療保険者に御確認ください。

● 償還請求時に提出する書類

☐ 医療費償還払い請求書（様式7）
☐ 請求者の氏名が記載された被保険者証、高齢受給者証又は後期高齢者医療被保険者証の写し
☐ 請求者の参加者証の写し
☐ 医療記録票の写し
☐ 償還請求の対象月において受診した全ての医療機関、保険薬局が発行した領収書
☐ 振込先の口座番号等が確認できる資料（キャッシュカードの写し等）

● 提出先

住所を管轄する保健所、県保健・疾病対策課（秋田市民の場合）

「詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。

○都道府県や厚生労働省などが、ATM（銀行・コンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いすることは絶対にありません。

○ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。

○都道府県や厚生労働省などが、「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業」の助成をするために、手数料の振込を求めること等は絶対にありません。

ご自宅や職場などに都道府県や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話がかかってきたり、不審な郵便が届いたら、迷わず、お住いの都道府県の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の担当課や最寄りの警察署（または警察相談専用電話〔#9110〕）に御連絡ください。